

88.6.14
No.2835

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

「亀戸ストライキ」警察導入は「会社」として必要な措置」

申二五号で団体交渉

六月九日、千葉支社において「亀戸弾圧事件」についての申し入れ（申二五号）の団体交渉を行った。

千葉支社は、五・二〇亀戸ストに対する四〇〇名をこえる警察権力導入は、「会社として必要な措置を講じたもの」として、ストへの介入を完全に開き直っている。

われわれは、かかる争議行為への権力の不当介入は不当労働行為を断じて許さず、さらにストライキ方針を断固貫くものである。

申二五号（要旨）

一、五月二〇日、亀戸駅において、スト対象者一名、十三時から一時間の時限ストという通告に対し、朝の段階から、機動隊を含む数百名の警察官を、ホーム、コンコースはもちろん、駅長事務室にまで配置・はいかひさせられた根拠は何か、明らかにされたい。
二、五月二〇日の亀戸駅における不法・不当なスト破り行為について、文書による謝罪をするともに、今後かかる不当労働行為は絶対に行わないことを明らかにされたい。

当局回答

ストライキに際し、これを支援する者の集会場所を亀戸駅ホームに指定するなどといった状況下において、旅客の安全を期すという観点から、会社として必要な措置を講じたものである。なお、正当な争議行為に対し、会社側としてこれを妨げるようなことを行う考えもないし、行ってもいない。

以上のように、会社側は、われわれの要求を全く無視し、今後このようなことを行わないどころか完全に開き直っているのである。こうした会社側のスト破壊・不当介入をわれわれは断じて許さない！

しかも、あれだけの弾圧を行っていないながら「会社側としてストを妨げるようなことを行う考えもないし、行ってもいない」などとぬけぬけと言っているのだから。

どこの「旅客の安全」を期す世指置」なのか

五月二〇日、亀戸駅はまさに「異様」としか言いようのない光景だった。

朝からホーム上に私服警官がうろつき、スト当該のミルクスタンドは客もよりつかない状況になっていた。組合員がスト支援のために結集する時間であった十二時すぎには、ホームは百名をこえる制服・私服・機動隊に埋めつくされ、乗客がホームの白線の外側を歩かざるを得ないような状態であったのだ。

このような状態を目前にしておきながら、「警察の警備は警察がやったこと」と会社側は団交の席上言明している。警察の乗客の安全など全く無視した「異常警備」に「知らぬ、存ぜず」をきめこんでいるのだ。それでは、会社の主張する「旅客の安全を期す」ということにどう結びつくのか？ 乗客の安全を無視してホームを占拠していた警察権力に対し、「警備要請」を行った会社側は「輸送業務に関わる」ものとして「乗客の安全を守る」責任は一体どこへ行ってしまったのだ。

「六・一六スト」を勝ちとろう！

こうした会社の居直りは、われわれの怒りの炎に油を注ぐばかりである。六・一六銚子駅ストライキ、六・二二館山駅ストライキに総力をあげて決起し、動労千葉根絶攻撃を打ち砕こう！